

平成27年度の保育所(園)・幼稚園の申込案内

のびのびと豊かな心を育む場

■受付期間 **1月13日(火)～2月13日(金)**

■入所(園)受付

4月継続・新規入所(園)希望の人

■受付場所

役場福祉課、赤池・方城両支所

■申し込みに必要なもの

① 保育所入所申込書一式

保育所担当課もしくは保育所(園)で入手し、受付期間内に提出してください。

① 「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定・利用申込兼児童台帳」

※旧保育所入所申込書兼児童台帳

② 就労・復職(予定)・育児休業証明書などの保育が必要なことを証明する書類

※病気、出産、介護・看護、障害などによる場合は、診断書や母子手帳、障害者手帳の写しを添付してください。

③ 平成26年1月2日以降に転入した人については、平成26年度「市町村民税課税証明書」が必要です。

② 口座振替

保育料の支払いについては口座振替を推奨しています。ご協力をお願いします。

■入所申込基準

保護者・同居の親族などが、次の①から⑩のいずれかの事情によりお子さんを保育できないと認められる場合。

① ひと月で町長が定める時間以上の労働を常態としている。

② 妊娠中であるか、または出産後まもない(産前産後5か月以内)。

③ 疾病もしくは負傷しているか、または精神や身体に障害がある。

④ 同居または長期入院している親族などを常時介護・看護している。

⑤ 災害の復旧にあたっている。

⑥ 求職活動(起業準備含む)を継続に行っている。

⑦ 就学中(職業訓練校などを含む)。

⑧ 虐待やDVのおそれがある。

⑨ 育児休業取得時にすでに保育を利用している児童で、継続保育の必要があると認める場合。

⑩ その他、これらに類する状態で町長が認めた場合。

※書類に不備がある場合は受け付けせずに一度返却しますので、必要書類をそろえ、再度提出してください。

※保育料の滞納がある人は、納付誓約後の受け付けとなります。



町内の保育所(園)

上野保育所
 ☎ 上野2197番地
 ☎ 7:30～19:00
 ☎ 28-2244

赤池保育所
 ☎ 赤池859番地
 ☎ 7:30～19:00
 ☎ 28-2257

市場保育所
 ☎ 市場692番地
 ☎ 7:30～19:00
 ☎ 28-2635

中尾保育所
 ☎ 赤池418番地47
 ☎ 7:30～19:00
 ☎ 28-3073

金田保育園
 ☎ 金田958番地6
 ☎ 7:00～19:00
 ☎ 22-0435

ざんなん保育園
 ☎ 伊方3958番地1
 ☎ 7:30～19:30
 ☎ 22-0253

神崎保育所
 ☎ 神崎1716番地1
 ☎ 7:30～19:00
 ☎ 22-3399

すずらん保育所
 ☎ 伊方4448番地
 ☎ 7:00～20:00
 ☎ 22-5177

そよ風保育園
 ☎ 金田273番地
 ☎ 7:00～19:00
 ☎ 22-3653

第一保育所
 ☎ 弁城1840番地4
 ☎ 7:30～19:00
 ☎ 22-4476

宝見保育園
 ☎ 金田1366番地2
 ☎ 7:30～19:30
 ☎ 22-4435

中央保育所
 ☎ 伊方4491番地2
 ☎ 7:30～19:30
 ☎ 22-0450

町内の幼稚園

ひらばる幼稚園
 ☎ 金田275番地154
 ☎ 7:40～18:00
 ☎ 22-5622

す

すべての子どもたちが明るく健やかに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、4月から「子ども子育て支援新制度」が全国的にスタートします。新制度の導入にともなう、保育所(園)や幼稚園などの施設の利用方法が大きく変わることはありませんが、それぞれの家庭事情に合った保育サービスを提供していくために、「3つの区分(1号～3号)」による「支給認定」が必要になります。認定の区分は、子どもの年齢や家庭状況、施設の利用希望時間によって異なり、その区分に応じて利用できる施設などが決定します。

希望する場合
 ▼ 幼稚園、認定こども園
 「2号認定」満3歳以上で、保護者の就労状況などにより施設などでの保育を必要とする場合
 ▼ 保育所(園)、認定こども園
 「3号認定」満3歳未満で、保護者の就労状況などにより施設などでの保育を必要とする場合
 ▼ 保育所(園)、認定こども園、地域型保育(現在町内は未登録)

現在施設を利用している人は、施設を通じて申請書を送ります。また、来年度からの入所希望者は、必ず入所申込時に申請をお願いします。

新

制度への移行にともない、利用者負担額(保育料)が変わります。これまで保護者の「所得税額等」で保育料を決定していましたが、新制度では、世帯の「住民税所得割額等」に応じて算出します。そのため、例年提出が義務づけられていた源泉徴収票や確定申告書の写しの添付は原則不要です。現在、保育料は確定していませんが、これまでの負担水準やサービスにかかる費用などを考慮し、国が定める水準を限度として町が決定。予算編成や関係条例の整備を経て、3月中旬ごろに平成27年度の保育料が確定する予定です。

町長が定める時間以上の労働を常態としている。



※ 1: 新制度を導入しない幼稚園では、「認定証」の申請は必要ありません。
 ※ 2: Step1とStep3は役場窓口での同時手続きが可能です。

子ども・子育て支援新制度がスタート
 利用者も希望者も申請をお願いします!!

制度移行に合わせて入所手続きも刷新
 申請書類などの変更点をご確認ください!!

子育てしやすく働きやすい社会を目指し、子育て家庭を支える新たな制度がスタートします。平成27年4月から運用開始する「子ども・子育て支援新制度」では、家庭ごとに保育の必要性を認定。今まで町が行ってきた保育施設と学童保育の充実とともに、新制度を活用して子育て家庭を応援していきます。

保育施設の利用には認定証が必要です!